

(目的)

第1条 この規則は、学校法人目白学園（以下「学園」という。）の寄附行為第59条の規定に基づき、役員の報酬、賞与、退職金及び費用について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において役員（学校法人目白学園組織管理規則第3条の定めるところによる。）とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 理事長
- (2) 常勤理事（役付理事、担当理事及び兼務理事）
- (3) 非常勤理事
- (4) 常勤監事
- (5) 非常勤監事

2 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員の報酬等とは役員の報酬、賞与、退職金その他役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (2) 費用とは、役員として職務執行に伴う生じる旅費（交通費、宿泊費等）その他の費用をいい、第7条に定めるところによる。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長、常勤理事及び常勤監事（以下「理事長等」という。）に対しては、役員の報酬等を支給する。
- (2) 非常勤理事及び非常勤監事（以下「非常勤理事等」という。）に対しては、役員の報酬等（うち、賞与、退職金を除く。）を支給する。

(報酬額の算出方法)

第4条 理事長等（兼務理事を除く。）の報酬月額は、別表第1のとおりとする。

- 2 4月1日時点で満65歳を超える者の報酬月額は、別表第1の額に0.8を乗じた額とする。
- 3 理事長等（兼務理事を除く。）には、通勤手当以外の手当を支給しないものとする。
- 4 兼務理事（教職員である理事をいう。）には、教職員としての給与に加え、報酬月額30,000円を支給する。
- 5 非常勤理事の報酬年額は、900,000円とし、月割りで支払う。
- 6 非常勤監事の報酬年額は、800,000円とし、月割りで支払う。
- 7 この規則に定める役員の報酬額は、本人からの申し出により、減額することができるものとする。
- 8 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 9 役員が退任または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 10 役員月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(賞与の算出方法)

第5条 理事長等に対する賞与の額は、報酬月額に教職員と同じ支給月数を掛けた額とする。

(退職金の算出方法)

第6条 理事長等の退職金は、退職手当と功労金とし、いずれも理事会の審議を経て、理事長が決定する。

- 2 退職手当については、学校法人目白学園退職手当規則（以下「学園退職手当」という。）を準用する。
- 3 功労金は、役員の在任期間に1年あたり100万円を乗じた金額を上限とする。

(費用)

第7条 役員が職務執行のため出張した場合は、当該役員に対して学校法人目白学園旅費規則の規定に基づき旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行にあたって、旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の支給方法)

第8条 役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月21日(ただし、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。)
- (2) 賞与 7月及び12月の教職員の支給日に同じ
- (3) 退職金 学園退職手当第9条を準用する。
- (4) 費用 請求のあった日の翌月末までの日

2 報酬等は、これを全額通貨で支払う。ただし、本人の同意を得れば、本人の申し出た本人名義の指定預金口座へ振り込むことにより支払う。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった積立金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第9条 この規則により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第10条 学園は、この規則をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(定めのない事項の取り扱いなど)

第11条 役員の報酬等に関し、この規則に定めのない事項については、理事会の審議を経て、理事長が決定する。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の審議を経なければならない。

附 則

- 1 この規則は、2020年4月1日から施行する。
- 2 学校法人目白学園役員報酬規則、学校法人目白学園役員退職金規則及び学校法人目白学園役員報酬内規は、2020年3月31日をもって廃止する。

2023年度附則

(執行期日)

第1条 この規則は2024年3月26日から施行する。

(対象者)

第2条 この規則第2条第1項に掲げる役員(学校法人目白学園教員としての定年を超える学長・校長の再雇用に関する規則により再雇用された者を含む。)については、目白大学・目白大学短期大学部65歳以上の大学教員の給与減に対する経過措置実施規程に準ずる取扱とする。

この規則は、2025年4月1日から施行する。

別表第1(第4条第1項関係)

役職	報酬月額
理事長	1,178,000円
専務理事	898,000円
常務理事	763,000円
担当理事	708,000円
常勤監事	653,000円